

社会福祉法人岩見沢市社会福祉協議会行事用テント貸出規程

(目 的)

第1条 本規程は、社会福祉法人岩見沢市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が行事用テントを貸出することにより、地域福祉の向上に資することを目的とする。

(貸出期間)

第2条 行事用テントの貸出期間は5日以内とする。ただし、特別な事情がある場合はそれを勘案し、必要に応じ延長することができるものとする。

(利用者の定義)

第3条 行事用テントは、個人に対しての貸し出しは行なわず、利用できる者は、次のとおりとする。ただし、岩見沢市内に住所を有し、岩見沢市内で使用する場合に限る。

- (1) 町会、町内会、自治会、町会連絡協議会、ふれあい推進協議会等
- (2) 保育所、幼稚園、学校等
- (3) ボランティアとして活動する団体
- (4) 高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉に寄与する法人または団体
- (5) 企業等営利を目的とする事業を実施する場合

(利用料金)

第4条 行事用テントの利用料金は、次のとおりとする。但し、前条第5号に該当するものが貸出期間を超える場合には、第2号の料金を追加して徴収することとする。

- | | |
|-------------------------|---------|
| (1) 前条第1号から第4号までに該当するもの | 無 料 |
| (2) 前条第5号に該当するもの | 1張 500円 |

(貸出の制限)

第5条 行事用テントの貸出数は、1回につき10張以内とする。ただし、特別な事情がある場合は、その限りではない。

(申込受付)

第6条 申込の受付は、3か月前の1日以降の受付順とする。

(貸出及び返却)

第7条 貸出及び返却は、岩見沢広域総合福祉センター及び岩見沢市社会福祉協議会栗沢支所とする。

(提出書類)

第8条 行事用テントの借用を申し出ようとする者は、本会所定の様式でテント貸出申込書を提出し、承認を得なければならない。

(行事用テントの維持・管理)

第9条 行事用テントの貸出期間中は、利用者の責任において管理するものとする。また、利用者が使用期間中に過失により破損、汚損、亡失等が生じた場合については利用者が実費にて弁償するものとする。

(事故等)

第10条 本会が貸出した行事用テントによって生じた事故については、利用者の責任とし、本会は一切の責任を負わないものとする。

(補 則)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年9月25日から施行する。ただし、第4条については、平成27年4月1日から適用する。